

青森県報

第百六十八号

令和二年
六月十日
(水曜日)

目次

告 示

- 理容師法による管理理容師の講習会の指定…………… (保健衛生課) …… 一
- 美容師法による管理美容師の講習会の指定…………… (同) …… 一
- 特定行為業務の登録…………… (高齢福祉 保険課) …… 二
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障害福祉課) …… 二
- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (同) …… 二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… (水産振興課) …… 三
- 公共測量の実施…………… (監理課) …… 三
- 洪水浸水想定区域等の公表…………… (河川砂防課) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 特定漁港漁場整備事業計画の公表…………… (漁港漁場整備課) …… 四
- 建設業者の許可の取消し…………… (東青地 民局) …… 四
- 土地改良事業の工事の完了…………… (東青地 民局) …… 五

告

示

青森県告示第四百九十一号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示し、令和二年二月二十一日青森県告示第四百七号（理容師法による管理理容師の講習会の指定）は、廃止する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都江東区有明三丁目七の二六 有明フロンティアビルB棟九階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
令和二年八月二十四日（月）、同月三十一日（月）及び同年九月十四日（月）の三日間の午前九時三十分から	青森市安方二丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

- 三 受講対象者
理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者
- 四 受講申込書の提出先
宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所
- 五 受講料
一万六千円

青森県告示第四百九十二号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師の講習会を次のとおり指定したので告示し、令和二年二月二十一日青森県告示第四百八号（美容師法による管理美容師の講習会の指定）は、廃止する。

令和二年六月十日

- 一 主催者の住所及び名称
青森県知事 三 村 申 吾
東京都江東区有明三丁目七の二六 有明フロンティアビルB棟九階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- 二 開催日時及び場所

日 時	場 所
令和二年八月二十四日(月)、同月三十一日(月)及び同年九月十四日(月)の三日間の午前九時三十分から	青森市安方一丁目一の四〇 青森県観光物産館アスパム

三 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

四 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八 第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

一万六千円

青森県告示第四百九十三号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	氏名又は名称	住所	事業所所在地	業務開始年月日	備考

〇三〇〇二 三・七	令和 二・六・二	津軽保健 生活協同 組合	弘前市大 字野田二 丁目二の	健康訪問 看護師 テラス ンたま グホー シム たまち	弘前市大 字向外瀬 字豊田二 九二の一	令和 二・六・二五	看護小規 模多機能 型居宅介 護
--------------	-------------	--------------------	----------------------	---	------------------------------	--------------	---------------------------

青森県告示第四百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称 社会福祉法人 和晃会	主たる事務所の所在地 五所川原市大字 唐笠柳字村 崎二四二	名称 就労継続 支援A型 ふんどスタ ジオ八晃園	所在地 五所川原市大字 唐笠柳字村崎二 四二
			令和 二・五・三

青森県告示第四百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定期間
社会福祉法人和晃会	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	就労継続支援A型	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四三	令和二・六・一

青森県告示第四百九十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 野辺地	場 所
発起人の住所及び氏名	野辺地町漁業協同組合
上北郡野辺地町字馬門九四の三〇 齊藤 孝志	令和二年六月十日から同月二十四日まで
上北郡野辺地町字馬門一三の三 熊谷 浩	
上北郡野辺地町字馬門道四〇の三 四戸 和也	

青森県告示第四百九十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 測量計画機関 八戸市
- 測量の種類 公共測量（三級基準点測量作業）
- 測量の期間 令和二年六月十五日から同年七月三十一日まで
- 測量の地域 八戸市長苗代一丁目地内 三級基準点一点

青森県告示第四百九十八号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 天田内川水系天田内川
- 二 新城川水系新城川
- 三 野内川水系野内川
- 四 赤川水系赤川
- 五 小湊川水系小湊川
- 六 今別川水系今別川
- 七 蟹田川水系蟹田川

青森県告示第四百九十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部鰹ヶ沢道路河川事業所に備え置いて閲覧に供する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

中村川水系中村川

青森県告示第五百号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 高瀬川水系古間木川
二 明神川水系明神川

青森県告示第五百一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表す

る。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

脇野沢川水系脇野沢川

公 告

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項の規定により、青森県津軽海峡地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年六月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ナガイ建築
- 二 氏名 永井義幸
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字油川字大浜一二三の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一〇〇八一〇号
- 五 取消年月日 令和二年四月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年十二月三十一日前記建設業者が前記の建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

荒川中部地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年六月十日

東青地域県民局長 金 一 啓

- 一 県営土地改良事業の名称
農地整備事業(経営体育成型)
- 二 工事完了年月日
令和元年六月十二日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円